

大口町告示第78号

大口町予防接種一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年9月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町予防接種一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱

大口町予防接種一部負担金徴収要綱（平成13年大口町告示第83号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（対象となる予防接種の種類及び一部負担金の額）

第3条 町長は、一部負担金を徴収する予防接種の種類及び一部負担金の額について、その予防接種を実施する日の3日前までに告示しなければならない。

第4条見出し中「一部負担金の額及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項中「その接種を受けようとする医療機関等」を「その接種を受ける医療機関等」に改め、同項を同条第1項とする。

第5条中「前条第2項」を「前条」に改める。

様式第1中

「

申請理由
1 大口町予防接種一部負担金徴収要綱第5条第1号に該当するため
2 その他（ ）

」を

「

予防接種の種類	
申請額	
申請理由	
1 大口町予防接種一部負担金徴収要綱第5条第1号に該当するため	
2 その他（ ）	
備考	

」に

改める。

様式第2中

「

免除する額	
-------	--

」を

「

予防接種の種類	
免除する額	

」に

改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。